

東京圏の大学生・大学院生の (東京、埼玉、神奈川、千葉)

移住定住促進事業

群馬県への就職・渋川市への移住を 応援します!

渋川市地方就職支援金



大学等の卒業・修了年度に、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、卒業・修了していること。

※交通費については今年度卒業・修了見込みの在生学生も対象です。

交通費として**最大6,000円** を助成します。
移転費として**最大66,000円**

○ 対象要件

- ・大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、卒業・修了している。交通費を申請する在生学生については今年度卒業・修了見込みである。
- ・大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。
- ・渋川市に移住している。交通費を申請する在生学生については、県内企業に就職することが内定している。
- ・渋川市に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している。交通費を申請する在生学生については、県内企業に就職し、渋川市に移住する意思を有している。
- ・卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内である。交通費を申請する在生学生については、就業開始予定日前1年以内である。
- ・勤務地が群馬県内に所在する企業に就職している。
- ・就業先が官公庁等及び3親等以内の親族が経営を担う法人ではない。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であり、渋川市から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用である。

上記以外にも要件がありますので、必ず市HPにてご確認ください。

○ 対象経費

- ・就職活動にかかる交通費
- ・移住にかかる移転費（引っ越しにかかる運送費用またはそれに準じる費用）

○ 交付金額

- ・交通費：原則6,000円（就職活動の実施場所が群馬県外の場合や就職先より補助がある場合は6,000円を上限に実費の2分の1）
- ・移転費：66,000円を上限に実費相当額を支給（就業先から補助がある場合を除く）

○ 申請受付

- ・令和7年8月12日（火）～令和8年2月10日（火）
※予算額に達し次第、受付を終了します。



○ 申請に必要な書類

- 1) 申請書（様式第1号）
- 2) 写真付き身分証明書
- 3) 内定証明書（様式第2号）または就業証明書（様式第3号）
- 4) 在学証明書（卒業・修了学年である確認がとれるもの）または卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）
- 5) 住民票（渋川市移住後のもの。在学中の申請の場合を除く）
- 6) 移住元の住所を確認できる書類（住民票の除票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- 7) 請求書（様式第4号）
- 8) 振込先の口座番号の分かるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し
- 9) 交通費の領収書（交通費申請の場合）
- 10) 移転費の領収書及び明細がわかるもの（移転費申請の場合）
- 11) その他市長が必要と認める書類

○ 注意事項

下記に該当する事象が発生した場合、支援金を返還していただきます。

【全額返還】

- ・虚偽の申請、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ・申請日から1年以内に要件を満たす就業先に就業しなかった場合
- ・申請日から1年以内に渋川市に転入しなかった場合（申請時に本市に住民票がある場合を除く）
- ・就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に群馬県内の別企業へ就職する場合を除く）
- ・転入日から3年未満で渋川市から転出した場合（在学中住民票を移していない場合は、要件を満たす企業への就業開始日または申請日のいずれか遅い日を起算日）

【半額返還】

- ・転入日から3年以上5年以内に渋川市から転出した場合（在学中住民票を移していない場合は、要件を満たす企業への就業開始日または申請日のいずれか遅い日を起算日）

《 問合せ・申請先 》

渋川市 市民環境部 市民協働推進課 移住定住支援係

電話：0279-22-2401 mail：iju@city.shibukawa.gunma.jp